

2. 東日本大震災と新たな防災計画について

丸井通晴の質問内容	主な答弁内容
<p>死者・行方不明者合わせ約2万4000人を数える未曾有の大災害となった東日本大震災を踏まえ、これからの本市における大地震、大津波や、大型台風、集中豪雨等から市民の生命・財産を守るための新たな防災対策について伺う。</p> <p>(1) 市長が震災を受けた大船渡市等を訪れて、本市からの支援等を現地当局から要請され、現在も本市職員が支援に携わっている。市長が現地を訪れて見聞した被災地の状況から受けた率直な思いと、今後、本市の新たな防災対策の策定にどう生かしていくか伺う。</p> <p>(2) 東海地震のみならず、東南海、南海地震が連動して発災した場合や、毎年どこかで被害が出ている大型台風、集中豪雨を想定した対策について伺う。</p> <p>ア 本年7月からの市組織編成がえに伴い、危機管理部門が市長直結の組織となる。この危機管理部門に携わっていく職員は土木、建築、福祉、医療等それぞれに応じた専門分野的知識が必要と考える。このことから、組織見直しに伴った</p>	<p>【市長】</p> <p>4月13日に大船渡市へお見舞いと、本市の支援への決意をお伝えするため訪問した。</p> <p>大船渡市長から、復興への強い意志を感じた。また、津波による災害の怖さ、非情さを目のあたりにした。避難訓練を繰り返し行った地域は住民が助かっている、徹底してこれを行うことが必要で、本市の防災対策への活かし方である。また大船渡市に隣接する陸前高田市も視察したが、災害の様子は全く異なり、各市町村の被災の程度などにより復興のスピードに差が出てきている。こうした状況を教訓に、万が一被災した場合の復興へプロセス、推進体制を予め整えておく必要があると考える。さらに支援の立場からは、一対一で行う対口支援をとることが有意義であると感じ、防災を意識した都市間連携も視野に入れていく。</p> <p>7月の組織改正により、危機管理課を部に属さない市長直属の組織とした。一方、専門的知識を活用する部局横断的な調整が欠かせないため、常日頃から危機管理課が中心となり、定期的な会合を開くなど、部局間の連携を強化していく。こうした場に、土木、建築、医療など専門スタッフを招集し、実態として、危機管理課のスタッフに専門</p>

人材をどのように配置していくのか伺う。

イ 昨年11月議会で私が提唱したBCP（業務継続計画）策定に向けた取り組み状況を伺う。

ウ 避難場所と避難経路の調査状況と、各区の実情に応じた地域連携型の防災対策の策定について伺う。

エ 東日本大震災では多くの幼稚園や学校も被災し、児童・生徒の生命が一瞬にして奪われてしまった事例もあった。児童・生徒の生命を守るためにはあらゆる事象を想定して教職員の防災意識の高揚と、万が一に向けての対応が生死を分ける境目ともなりかねないと考え。このため教職員に対してどのような取り組みを考えているのか伺う。

オ 発災時、本庁の指示を待ってい

職が加わった機動的な体制としていく。

本市では、平成22年度から計画の策定に取り組み、平成23年2月には、東海地震を想定した「災害時でも優先的に行う通常業務」と「新たに発生する業務」のリストアップを終了し、3月にチェックとまとめの段階に入っていた。しかし、東日本大震災が起き、本市の業務継続計画を改めて見直す必要があり、特に津波被害などを考慮した、浜松市業務継続計画を策定していく。新たに津波避難施設としていくため、海岸から概ね2kmの範囲で、公共施設及び民間施設を含めた鉄筋コンクリートの3階建て以上の堅ろうな建物の調査を7月中に完了させ、公共施設及び民間施設を含めた津波避難施設の指定を行っていく。なお、国・県による被害想定が、今回の調査範囲を超えて、広くなった場合には追加調査を行う考えである。各区の事情に応じた防災対策を区ごとに検討し、また区における危機管理の責任者を副区長から区長に変更し、地域と一体となった防災対策を進めていく。

【教育長】

教育委員会では防災対策基準を作成し、本年度は今回の震災を受け、津波対策を盛り込んだ。沿岸部の学校においては、今年度津波を想定した避難訓練を実施、又は、計画している。地域の事情に合わせて、子どもの安全を確保している。本年7月5日には、教頭、園長を対象に、地震防災の専門家を招いて防災対策研修を計画。本研修を活かし、想定される被害に応じた避難訓練を総合防災訓練等に合せて実施し、より適切で迅速な対応ができるよう努めていく。

【南区長】

では市民への避難指示等が間に合わないことも想定される。臨機応変な陣頭指揮が必要な区長の判断が重要視されてくるものと考えている。区内の自治会、各種団体、消防団、水防団等とも連携し、区長として地域住民の生命・財産を守っていくための避難訓練や情報伝達方法をどのように考えているか。とりわけ大津波襲来時に避難する山や高台がなく、高い建造物等も少ない区として南区長に考えを伺う。

9月の総合防災訓練で、現在検討を進めている津波対策プロジェクト会議の調査結果を踏まえ、区内にモデル地区を指定し、地域の皆様を対象に避難訓練の実施を予定。情報伝達法は、現在、携帯電話を利用した「浜松市防災ホットメール」により、避難指示や避難勧告など緊急情報、気象情報、事前災害情報などを配信。緊急情報などは、英語やポルトガル語でも配信。あらゆる機会を通じて地域の皆様に登録をお願いするなど、防災意識の向上に努めていく。